# 令和８年度健康診断用医療器具賃貸借仕様書

１．件名
　令和８年度健康診断用医療器具賃貸借

２．対象学校数
　小学校　11校
　中学校　５校
　義務教育学校　１校　計17校

３．実施期間
　契約締結日から令和９年３月31日までの間

４．賃貸借内容
　耳鏡（トレルチ）・鼻鏡（和辻）・舌圧子（板状及びディスポ）・歯鏡

５．予定数

| | | |
|---|---|---|
| 鼻鏡 | | 5,505本 |
| 耳鏡 | | 5,445本 |
| 舌圧子 | 板状 | 1,411本 |
| 舌圧子 | ディスポ | 2,492本 |
| 歯鏡 | | 11,078本 |

※予定数のため増減する可能性があります。

６．実施方法
⑴　実施する業務については、器具の洗浄・滅菌・配送・回収を一連の業務とし、借上料はこれらの費用をすべて含んだものとする。
⑵　教育委員会所有の検診器具についても保管場所から回収・滅菌して使用し、適切に保管すること。

７．特記事項
　各学校へ配送・回収をおこなうこと。

８．賃貸借業務
⑴　書類発送
　ア　各校の耳鼻科検診・歯科検診日程表を教育委員会から送付するので、検診器具納品回収一覧表を教育委員会に送付すること。
⑵　耳鼻科検診・歯科検診賃貸借について
　ア　学校毎に、検診で使用するすべての器具を配送・回収すること。
　イ　配送については、各校の検診日程の５日前には行うこと。
　ウ　回収については、検診終了後２日以内に行うこと。

９．支払方法

完了払い（門真市立学校（17校）の耳鼻科検診・歯科検診終了後）

10．その他

⑴　器具に関わるトラブル等が発生した場合は、報告書を作成し速やかに教育委員会に提出すること。

⑵　仕様書に定めのない事項について、対応の必要がある場合は、教育委員会と調整を行い協議の上、定めるものとする。